

「温室効果ガス排出抑制計画書」等の 作成の手引き

宮崎県環境森林課

平成30年9月改訂

目 次

1	はじめに	1
2	対象となる事業者	
	(1) 特定事業者の判断について	2
	(2) 特定事業者以外の事業者	3
3	主な流れ	
	(1) 全体の流れ（事業者の皆様に対応いただきたいこと）	4
	(2) 「計画書」及び「報告書」の公表（県の対応）	5
	(3) 勧告に従わなかった事業者の公表（県の対応）	5
4	エネルギー使用量の算定方法	6
5	温室効果ガスの排出量の算定方法	
	(1) エネルギー起源二酸化炭素	8
	(2) エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス	10
6	「計画書」の作成について	12
7	「特定事業者等に関する届出書」の作成について	18
8	「報告書」の作成について	20
9	「計画書」及び「報告書」の提出に関する事項	25

1 はじめに

「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例（平成17年3月制定、平成23年11月一部改正）」では、地球温暖化対策の推進を図るため、一定量以上の温室効果ガスを排出している事業者の皆様から、「温室効果ガス排出抑制計画書（以下「計画書」という。）」及び「温室効果ガス排出状況報告書（以下「報告書」という。）」を提出いただくことになっています。

本手引きは、事業者の皆様が、この「計画書」及び「報告書」を作成する際に参考にしていただくため、記入の方法について詳しく記載したものです。

【参考】本手引きで使用する用語

用語	内容
条例	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例 (平成17年宮崎県条例第20号)
施行規則	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則 (平成17年宮崎県規則第42号)
省エネ法	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）
温対法	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律117号）
温室効果ガス	温対法第2条第3号に掲げる物質 ・二酸化炭素（CO ₂ ） ・メタン（CH ₄ ） ・一酸化二窒素（N ₂ O） ・ハイドロフルオロカーボンのうち「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」で定めるもの（HFC） ・パーフルオロカーボンのうち「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」で定めるもの（PFC） ・六フッ化硫黄（SF ₆ ） ・三ふっ化窒素（NF ₃ ）
年度	4月1日～3月31日
工場又は事業場を 設置している者	工場等又は事業場（オフィス、小売店、飲食店、病院、ホテル、学校、サービス施設等）を設置して事業を行う者

2 対象者となる事業者

「計画書」等の作成及び提出が義務づけられる対象事業者（特定事業者）の判断は、次の手順で行ってください。

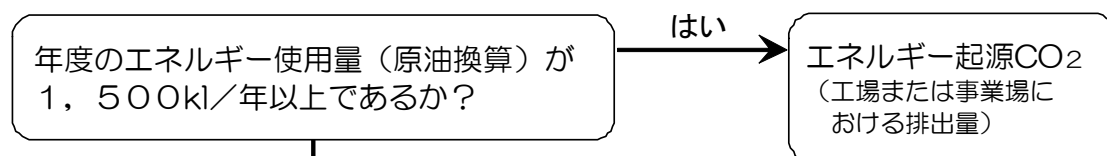
(1) 特定事業者の判断について

事業者全体（県内におけるすべての事業活動）で、年間に使用したエネルギー使用量等を以下の流れに沿って確認してください。【確認事項Ⅰ】～【確認事項Ⅲ】のいずれかに該当する事業者は特定事業者として、「計画書」等を提出する義務の対象となります。

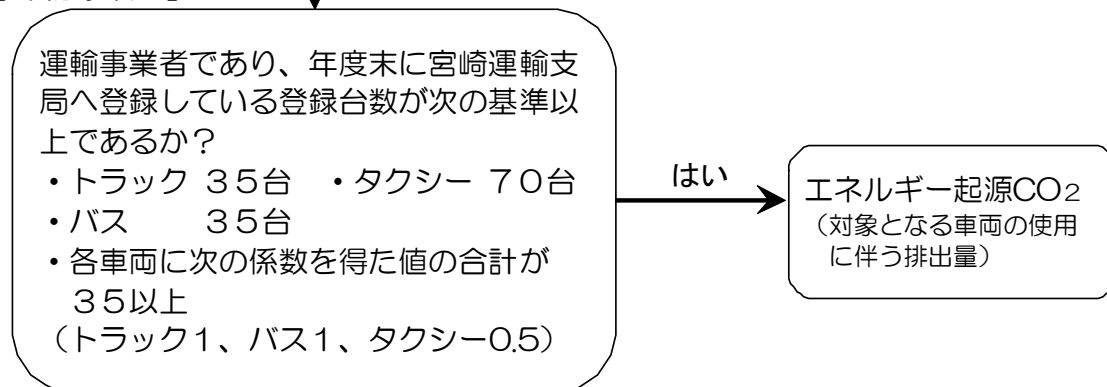
※いずれの基準に該当するかによって、報告する温室効果ガスの排出量が異なります。

※事業者には、連鎖化事業者も含まれます。

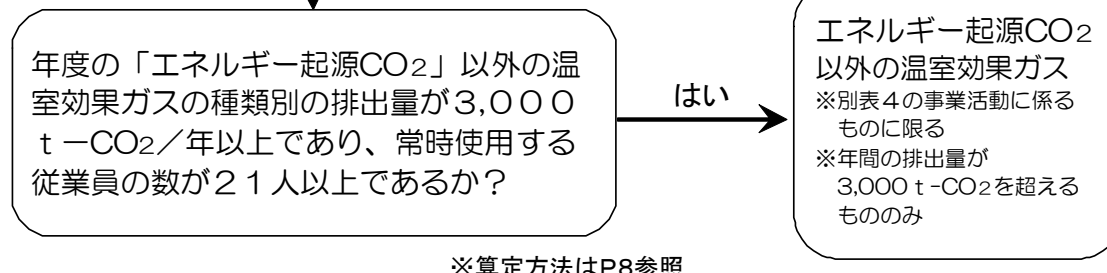
【確認事項Ⅰ】



【確認事項Ⅱ】



【確認事項Ⅲ】



(2) 特定事業者以外の事業者

特定事業者に該当しない事業者についても、県内に工場又は事業場を設置しているすべての事業者は、「計画書」等を提出することができます（条例第6条第2項）。

特定事業者以外の事業者は、報告の対象とする温室効果ガス排出量は任意に設定いただけますが、「計画書」及び「報告書」等に記載する排出量は、統一した算定方法によるものとしてください。

【参考】

※1 事業者とは

事業者単位の範囲は、法人格単位が基本となります。したがって、子会社、関連会社等はいずれも別法人であるため、別事業者として扱われます。

※2 連鎖化事業者とは

定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行っており、次の(1)及び(2)の両方の事項を加盟店との約款等で満たしている事業者をいいます。

(1) 本部が加盟店に対し、加盟店のエネルギーの使用の状況に関する報告をさせることができること。

(2) 加盟店の設備に関し、空気調和設備、冷凍又は冷蔵機器、照明器具、加熱又は調理用機器のうち、いずれかの機種、性能又は使用方法を指定していること。

※3 常時使用する従業員とは

「常時使用する従業員（施行規則第9条第4号）」とは、「温室効果ガス抑制計画書」を提出する年の前年度の4月1日時点で、期間を定めずに使用されている者もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている者（いわゆる「社員」等である期間が連続して1ヶ月を超える者）又は同年の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている者をいいます（嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者も含まれる場合があります）。

なお、常時使用する従業員の数は、事業者全体で判断してください。

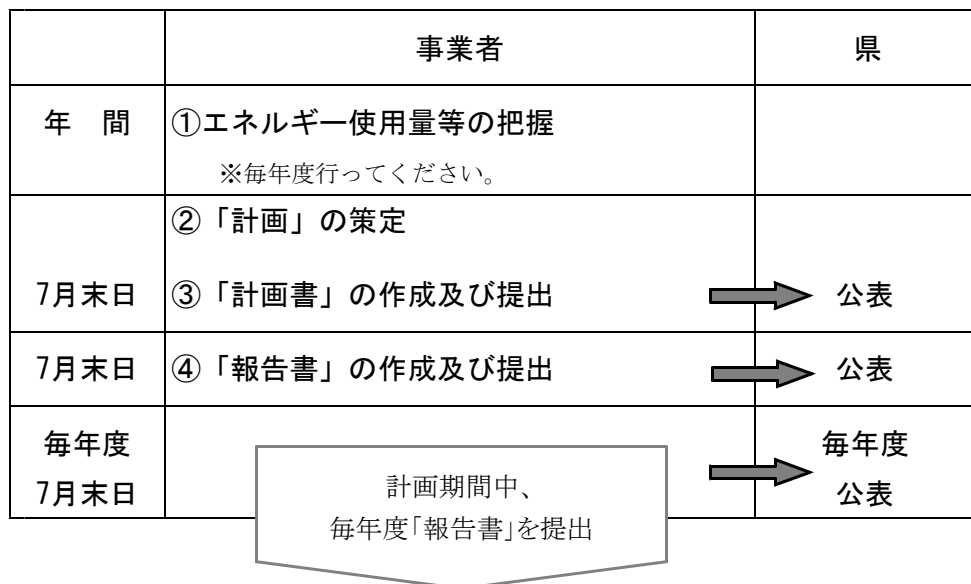
役員	正社員等	臨時雇用者	他への派遣者 (出向者)	別事業者への 下請け労働者	他からの派遣者 (出向者)	別事業者からの 下請け労働
×	○	×	×	×	○	○

注) 役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用する従業員の数として数えてください。

3 主な流れ

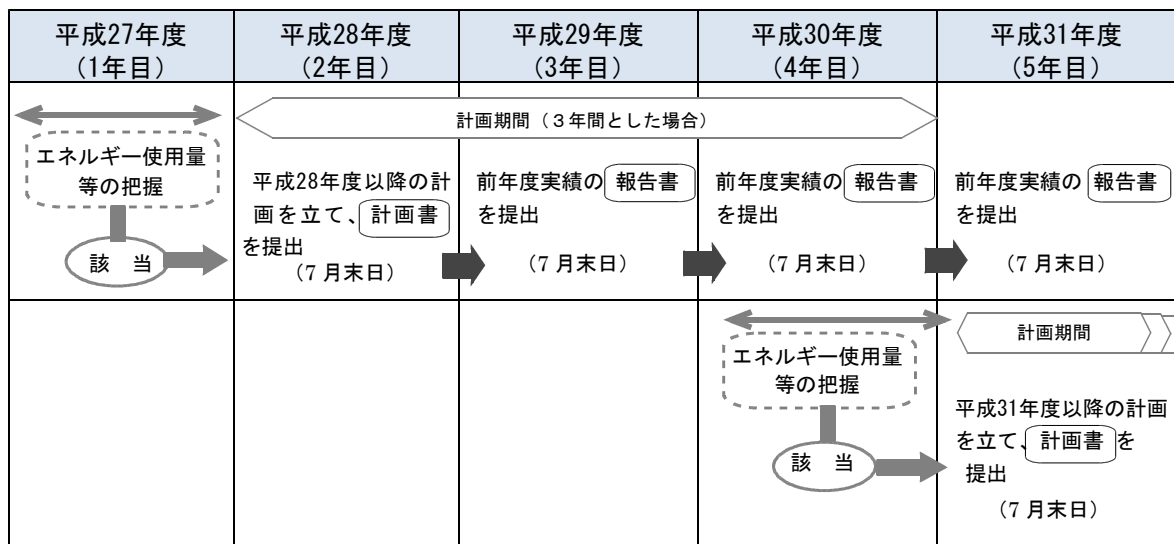
「計画書」等の提出の主な流れは次のとおりです。

(1) 全体の流れ（事業者の皆様に対応いただきたいこと）



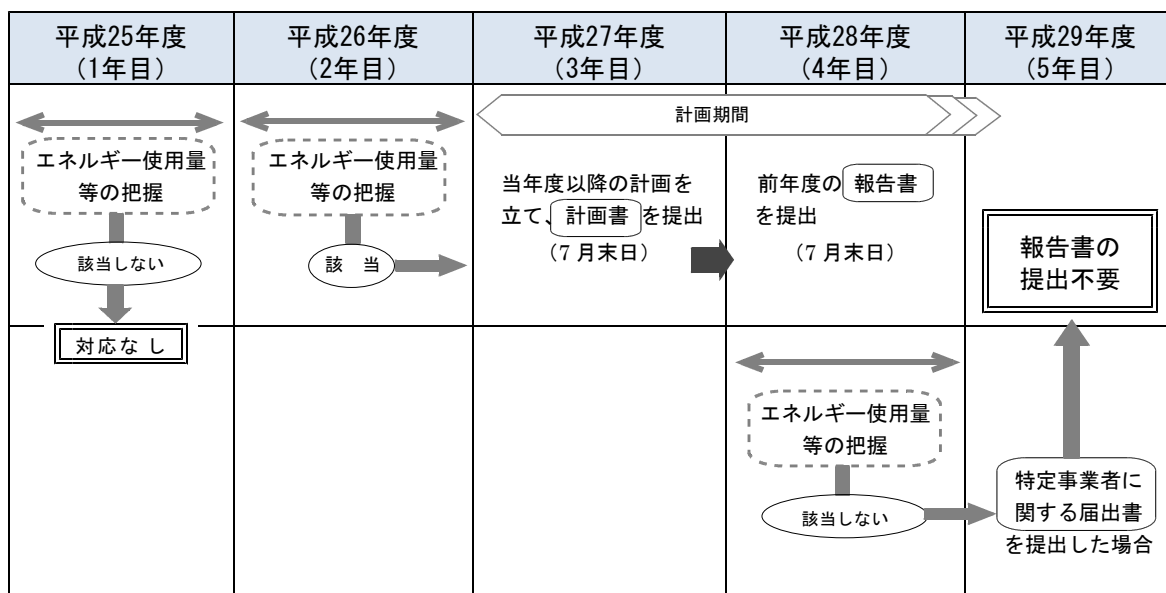
(例1) A社：平成27年度のエネルギー使用量等が「特定事業者」に該当する場合

表 「計画書」及び「報告書」の提出スケジュール



(例2) B社：平成26年度のエネルギー使用量は「特定事業者」に該当していたが、
計画期間中（平成28年度）に、事業廃止等により「特定事業者」に該当しなくなった場合。

「計画書」を提出した事業者のうち、事業の廃止等により「特定事業者」に該当しなくなった場合には、「特定事業者等に関する届出書（様式1の2）」を提出すれば、「報告書」を提出いただく必要はありません。（p18参照）



(2) 「計画書」及び「報告書」の公表（県の対応）

提出いただいた「計画書」及び「報告書」は、県庁ホームページで公表します。

公表する内容 ○「温室効果ガス排出抑制計画書（様式第1号（別紙）」 ○「温室効果ガス排出状況報告書（様式第2号（別紙）」
--

(3) 勧告に従わなかった事業者の公表（県の対応）

「計画書」等の未提出や虚偽の報告のあった事業者に対して、県は「勧告」を行い、必要な措置を講ずるよう求めますが、この勧告に従わない場合は、県庁ホームページでその旨を公表します。

県は、勧告を受けた事業者に対して事情を聴取した上で、正当な理由なく勧告に従っていないと判断された場合に、公表します。

4 エネルギー使用量の算定方法

「原油換算エネルギー使用量（規則第9条第1号及び第2号）」の算定は、p7の別表1「エネルギー使用量簡易計算表」を用いて、次の手順により行ってください。

（手順1）

エネルギーの種類ごとに、前年度の使用量を「数値A」欄に記入してください。

（手順2）

エネルギーの種類ごとに「熱量換算係数B」欄の数値を乗じて得た数値を「熱量(GJ)C」欄に記入してください。

なお、事業者は、「熱量換算係数B」欄の数値に代わり、実測等に基づいた単位発熱量を設定することもできます。

$$\text{エネルギー使用量「数値A」} \times \text{「熱量換算係数B」} = \text{「熱量C」}$$

（手順3）

「小計①」及び「小計②」の数値を合計して「熱量合計値(GJ)③」に記入してください。

（手順4）

「熱量合計値(GJ)③」に、「原油換算係数(0.0258)」を乗じて、「エネルギー使用量(原油換算)(kl)」を算出します。

$$\text{「熱量合計値(GJ)③」} \times \text{「原油換算係数(0.0258)」} = \text{「エネルギー使用量(原油換算)(kl)」}$$

※ ガス供給事業者からの使用量が「m³」で表示されている場合、「t」に換算する必要があります。換算係数は、ガス会社により異なりますので、ガス会社に確認の上、換算してください。

不明の場合は、以下の数値により換算してください。

プロパン	1m ³ = (1/502) t
ブタン	1m ³ = (1/355) t
プロパン・ブタンの混合	1m ³ = (1/458) t

※ 燃料に、都市ガスを使用している場合は、「その他燃料」の欄に記入します。換算係数は、ガス会社によって異なるので、ガス会社に確認の上で換算してください。

※ 昼間買電とは、一般電気事業者（電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者）から供給を受ける電気で、8時から22時までに使用した電力をいいます。

※ 夜間買電とは、一般電気事業者（電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者）から供給を受ける電気で、22時から翌日8時までに使用した電力をいいます。

<エネルギー使用量を把握する際の留意点>

エネルギー使用量等を把握する上で「テナントビルにおけるエネルギー管理の在り方」や「産業部門における地縁的一体性を持った複数事業者の取扱い」については、省エネ法の取扱いに準じるものとし

別表1 エネルギー使用量簡易計算表

エネルギーの種類		使用量			熱量換算係数		
		単位	数値A	熱量(GJ) C	B	単位	
燃 料 及 び 熱	原油	kl			38.2	GJ/kl	
	原油のうちコンデンセート(NGL)	kl			35.3	GJ/kl	
	揮発油(ガソリン)	kl			34.6	GJ/kl	
	ナフサ	kl			33.6	GJ/kl	
	灯油	kl			36.7	GJ/kl	
	軽油	kl			37.7	GJ/kl	
	A重油	kl			39.1	GJ/kl	
	B・C重油	kl			41.9	GJ/kl	
	石油アスファルト	t			40.9	GJ/t	
	石油コークス	t			29.9	GJ/t	
	石油 ガス	液化石油ガス(LPG)	t			50.8	GJ/t
		石油系炭化水素ガス	千m ³			44.9	GJ/千m ³
	可燃性 天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t			54.6	GJ/t
		その他可燃性天然ガス	千m ³			43.5	GJ/千m ³
	石炭	原料炭	t			29.0	GJ/t
		一般炭	t			25.7	GJ/t
		無煙炭	t			26.9	GJ/t
	石炭コークス	t			29.4	GJ/t	
	コールタール	t			37.3	GJ/t	
	コークス炉ガス	千m ³			21.1	GJ/千m ³	
	高炉ガス	千m ³			3.41	GJ/千m ³	
	転炉ガス	千m ³			8.41	GJ/千m ³	
	その他の燃料	()					GJ/千m ³
		()					
	産業用蒸気	GJ				1.02	GJ/GJ
	産業用以外の蒸気	GJ				1.36	GJ/GJ
温水	GJ				1.36	GJ/GJ	
冷水	GJ				1.36	GJ/GJ	
小計①							
電 気	電気事業者	昼間買電	千kWh			9.97	GJ/千kWh
		夜間買電	千kWh			9.28	GJ/千kWh
	その他	上記以外の買電	千kWh			9.76	GJ/千kWh
		自家発電	千kWh				
小計②							
熱量合計値(GJ) ③=①+②							
エネルギー使用量(原油換算)(kl)						③×0.0258(原油換算係数)	

5 温室効果ガス排出量の算定方法

(1) エネルギー起源二酸化炭素

「エネルギー起源二酸化炭素」の排出量については、p 9の別表2「エネルギー起源二酸化炭素排出量簡易計算表」により行ってください。

(手順1)

エネルギーの種類ごとに、前年度の使用量を「数値D」欄に記入してください。

(ただし、自家発電による電気使用量については記入しないでください。)

(手順2)

エネルギーを販売した場合は、その種類ごとに、前年度の販売量を「数値F」欄に記入してください。

(手順3)

エネルギーの種類ごとの使用量「数値D」に、p 7の別表1の「熱量換算係数B」欄の数値を乗じて得た数値を、「熱量(GJ)E」欄に記入してください。

また、エネルギーを販売した場合には、エネルギーの種類ごとの販売量「数値F」に、別表1の「熱量換算係数B」欄の数値を乗じて得た数値を「熱量(GJ)G」欄に記入してください。

$$\text{エネルギーの使用量「数値D」} \times \text{「熱量換算係数B」} = \text{「熱量(GJ)E」}$$

$$\text{販売したエネルギー量「数値F」} \times \text{「熱量換算係数B」} = \text{「熱量(GJ)G」}$$

(手順4)

燃料について、その種類ごとに「熱量(GJ)E」欄の数値から「熱量(GJ)G」欄の数値を減じて得た数値を「 $H = E - G$ 」欄に記入してください。

また、燃料の種類ごとに「 $H = E - G$ 」欄の数値に「排出係数I」の数値を乗じて得た数値に12分の44を乗じて得た数値を「二酸化炭素の排出量(t-CO₂)」欄に記入してください。

$$\text{「}H = E - G\text{」} \times \text{「排出係数I」} \times 44 / 12 = \text{「二酸化炭素の排出量(t-CO}_2\text{)」}$$

(手順5)

熱及び電気について、その種類ごとに、「数値D」欄の数値から「数値F」欄の数値を減じて得た数値を「 $H = E - G$ 」欄に記入してください。電気（自家発電を除く。）については、その種類ごとに「数値D」欄の数値を「 $H = E - G$ 」欄に記入してください。

(手順6)

熱及び電気（自家発電を除く。）について、その種類ごとに「 $H = E - G$ 」欄の数値に「排出係数I」（電気については、国が公表する電気事業者毎の排出係数）を乗じて得た数値を「二酸化炭素の排出量(t-CO₂)」欄に記入してください。

(手順7)

すべてのエネルギーの種類「二酸化炭素の排出量(t-CO₂)」欄の数値を合算して得た数値が「エネルギー起源二酸化炭素」の排出量に該当します。（有効数字は3桁で整理）してください。

※ なお、事業者は、(手順3)の「熱量換算係数B」、(手順4)及び(手順6)の「排出係数I」の数値に代わり、実測等に基づいた排出係数を設定することができます。

別表2 エネルギー起源二酸化炭素排出量簡易計算表

エネルギーの種類		単位	使用量		販売した副生エネルギーの量		H=E-G	排出係数 I	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	
			数値 D	熱量(GJ) E=D×B	数量 F	熱量(GJ) G=F×B				
燃料	原油	kl						0.0187		
	原油のうちコンデンセート(NGL)	kl						0.0184		
	揮発油(ガソリン)	kl						0.0183		
	ナフサ	kl						0.0182		
	灯油	kl						0.0185		
	軽油	kl						0.0187		
	A重油	kl						0.0189		
	B・C重油	kl						0.0195		
	石油アスファルト	t						0.0208		
	石油コークス	t						0.0254		
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t						0.0161	
		石油系炭化水素ガス	千m ³						0.0142	
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t						0.0135	
		その他可燃性天然ガス	千m ³						0.0139	
	石炭	原料炭	千m ³						0.0245	
		一般炭	千m ³						0.0247	
		無煙炭	千m ³						0.0255	
	石炭コークス	t						0.0294		
	コールタール	t						0.0209		
	コークス炉ガス	千m ³						0.011		
高炉ガス	千m ³						0.0263			
転炉ガス	千m ³						0.0384			
その他の燃料	都市ガス	t						0.0136		
	()									
熱	産業用蒸気	GJ						0.060		
	産業用以外の蒸気	GJ						0.057		
	温水	GJ						0.057		
	冷水	GJ						0.057		
電気	一般電気事業者	昼間買電	千kWh							
		夜間買電	千kWh							
	その他	上記以外の買電	千kWh							
		自家発電	千kWh							
二酸化炭素排出量の合計 (t-CO ₂)										

※ 燃料の「排出係数 I」は、燃料の使用に関する排出係数 (tC/GJ) を用いています。

※ 熱の「排出係数 I」は、熱の使用に関する排出係数 (tCO₂/GJ) を用いています。

(2) エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス

「エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス」の排出量については、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）」の算定方法等により算出してください。

(手順1)

温室効果ガスごとに定めた当該温室効果ガスを排出する活動p11の別表4「排出量算定の対象となる事業活動」のうち、事業者が行っている活動を抽出してください。

(手順2)

抽出した活動ごとに、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」で定められている算定方法・排出係数を用いて、排出量を算定してください。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数 (活動量当たりの排出量)}$$

※活動量：生産量、使用量、焼却量など、排出活動の規模を示す指標

(手順3)

温室効果ガスごとに、活動ごとに算定した排出量を合算してください。

(手順4)

温室効果ガスごとの排出量を二酸化炭素の単位に換算してください。

$$\text{温室効果ガス排出量 (t-CO}_2\text{)} = \text{温室効果ガス排出量 (t)} \times \text{地球温暖化係数 (別表3)}$$

別表3 温室効果ガスの種類と地球温暖化係数

温室効果ガスの種類		平成26年度 排出量まで	平成27年度 排出量から	
1	二酸化炭素 (CO ₂)	1	1	
2	メタン (CH ₄)	21	25	
3	一酸化二窒素 (N ₂ O)	310	298	
4	ハイドロフルオロカーボン (HFC)			
	トリフルオロメタン	HFC-23	11,700	14,800
	ジフルオロメタン	HFC-32	650	675
	フルオロメタン	HFC-41	150	92
	1-1-1-2-2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	2,800	3,500
	1-1-2-2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1,000	1,100
	1-1-1-2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,300	1,430
	1-1-2-トリフルオロエタン	HFC-143	300	353
	1-1-1-トリフルオロエタン	HFC-143a	3,800	4,470
	1-2-ジフルオロエタン	HFC-152	(算定対象外)	53
	1-1-ジフルオロエタン	HFC-152a	140	124
	フルオロエタン	HFC-161	(算定対象外)	12
	1-1-1-2-3-3-ヘptaフルオロプロパン	HFC-227ea	2,900	3,220
	1-1-1-3-3-3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	6,300	9,810
	1-1-1-2-3-3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236ea	(算定対象外)	1,370
	1-1-1-2-2-3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236cb	(算定対象外)	1,340
	1-1-2-2-3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	560	693
	1-1-1-3-3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245fa	(算定対象外)	1,030
	1-1-1-3-3-ペンタフルオロプロパン	HFC-365mfc	(算定対象外)	794
	1-1-1-2-3-4-4-5-5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	1,300	1,640
5	パーフルオロカーボン (PFC)			
	パーフルオロメタン	PFC-14	6,500	7,390
	パーフルオロエタン	PFC-116	9,200	12,200
	パーフルオロプロパン	PFC-218	7,000	8,830
	パーフルオロシクロプロパン		(算定対象外)	17,340
	パーフルオロブタン	PFC-31-10	7,000	8,860
	パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	8,700	10,300
	パーフルオロペンタン	PFC-41-12	7,500	9,160
	パーフルオロヘキサン	PFC-51-14	7,400	9,300
	パーフルオロヘキサン	PFC-91-18	(算定対象外)	7,500
6	六ふっ化硫黄 (SF ₆)		23,900	22,800
7	三ふっ化窒素 (NF ₃)		(算定対象外)	17,200

別表4 排出量算定の対象となる事業活動

活動分野	活動の種類	温室効果ガス						
		非 CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	PFC	SF ₆	NF ₃
エネルギーの使用	燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用		○	○				
	電気炉における電気の使用		○					
燃料の漏出	石炭の採掘		○					
	原油又は天然ガスの試掘・生産	○	○	○				
	原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施	○	○	○				
	原油の精製		○					
	都市ガスの製造		○					
工業プロセス	セメントの製造	○						
	生石灰の製造	○						
	ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造	○						
	ソーダ灰の製造	○						
	ソーダ灰の使用	○						
	アンモニアの製造	○						
	シリコンカーバイドの製造	○						
	カルシウムカーバイドの製造	○						
	エチレンの製造	○						
	カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用	○						
	電気炉を使用した粗鋼の製造	○						
	ドライアイスの使用	○						
	噴霧器の使用	○						
	化学製品の製造（カーボンブラック、アジピン酸等）		○	○				
	麻酔剤の使用			○				
農業	家畜の飼養		○					
	家畜の排せつ物の管理		○	○				
	稲作		○					
	耕地における肥料の使用			○				
	耕地における農作物の残さの肥料としての使用			○				
廃棄物	農業廃棄物の焼却		○	○				
	廃棄物の埋立処分		○					
	工場廃水の処分		○	○				
	下水、し尿等の処分		○	○				
HFC等3ガス	廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用	○	○	○				
	アルミニウムの製造					○		
	マグネシウム合金の鋳造						○	
	クロロジフルオロメタン（HCFC-22）の製造				○			
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）の製造				○			
	パーフルオロカーボン（PFC）の製造					○		
	六ふっ化硫黄（SF ₆ ）の製造						○	
	三ふっ化窒素（NF ₃ ）の製造						○	○
	家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の製造におけるHFCの封入				○			
	業務用冷凍空調機器の使用開始におけるHFCの封入				○			
	業務用冷凍空調機器の整備におけるHFCの回収及び封入				○			
	家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の廃棄におけるHFCの回収				○			
	プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用				○			
	噴霧器及び消火剤の製造におけるHFCの封入				○			
	噴霧器の使用				○			
	変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF ₆ の封入						○	
	変圧器等電気機械器具の使用						○	
	変圧器等電気機械器具の点検におけるSF ₆ の回収						○	
	変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF ₆ の回収						○	
	半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等における使用				○	○	○	○
溶剤等の用途への使用				○	○			

6 「計画書」の作成について

事業者は、温室効果ガスの排出抑制に関する“計画”を立て、県へ「計画書」（施行規則第10条別記様式第1号）を提出してください。

ただし、県内で複数の工場又は事業場を展開する場合は、法人ごとに1つの“計画”を取りまとめて提出してください。

1 住所、氏名

「特定事業者」又は「特定事業者以外の事業者」の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）を記入し、代表者印を押印してください。

また、法人の代表者は、事業所長や工場長など条例に係る諸手続について、責任を持って行える者を代理人として委任することができます。この場合には、法人内部で適切な委任行為を行ってください。

※ “計画”内容の変更、住所・代表者氏名、法人の名称等の変更があつた場合には、この様式により、変更後の「計画書」を提出してください。

2 連絡先

「計画書」の記入者を御記入ください。

3 前年度の状況

- (1) 「前年度のエネルギー使用量（原油換算）」には、「計画書」を提出する年度の前年度のエネルギー使用量の合計が1,500kl以上（原油換算）である場合、その値を記入してください。
- (2) 「前年度のエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量」には、「計画書」を提出する年度の前年度のエネルギー起源二酸化炭素以外のいずれかのうち、年度の温室効果ガスの排出量が3,000t（CO₂換算）以上である場合に、その温室効果ガスの種類と排出量について記入してください。
- (3) 「前年度末の車両台数」には、「計画書」を提出する年度の前年度末に各運輸事業の用に供する車両として、宮崎運輸支局へ登録している車両台数を記入してください。

温室効果ガス排出抑制計画書

年 月 日

宮崎県知事 殿

1 住所

氏名

法人にあつては、その主たる事業所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第6条の規定により、次のとおり提出します。

2	連絡先	担当部署名	
		住所	(〒 -)
		担当者氏名	
		電話番号	
		FAX番号	
		メールアドレス	
3	前年度の状況	前年度のエネルギー使用量（原油換算）	_____ kl
		前年度のエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量 （排出量が3,000t（CO2換算）を超えるもののみ記入）	(_____) t-CO2
			(_____) t-CO2
		前年度末の車両台数	<input type="checkbox"/> トラック _____ 台 <input type="checkbox"/> バス _____ 台 <input type="checkbox"/> タクシー _____ 台

4 提出書類の区分

「温室効果ガス排出抑制計画書」又は「温室効果ガス排出抑制計画書（変更）」のいずれか該当する方にチェックをつけてください。

5 1で記載した「住所及び氏名」を記載してください。

6 主たる業種

p 17の別表 5 「日本標準産業分類 中分類（平成25年10月改定）」から一つ選択して記入してください。

7 事業概要

主な事業の概要を記入してください。

8 事業者の区分

4つの口のうち、該当する事業者にチェックを記入してください。
(複数の要件に該当する場合は、該当する要件を全て選択してください。)

9 計画期間

計画期間は、**5か年以内**で任意に設定していただけます。
計画期間の初年度は、「計画書」を提出する年度としてください。
計画期間の最終年度を「目標年度」としてください。

10 温室効果ガスの排出状況及び目標

(1) 目標設定の方法について

- ① 「基準年度」は、原則として「計画書」を提出する年度の前年度としてください。
※ ただし、事業者が定める地球温暖化対策に係る計画において、別に定める「基準年度」がある場合には、当該年度を「基準年度」に設定していただけます。
- ② 「目標年度」は、計画期間の最終年度としてください。
※ 「前年度」は、「計画書」を提出する年度の前年度としますが、「前年度」と「基準年度」が一致する場合には、「前年度」の欄を記入いただく必要はありません。

(2) 「総排出量」について

「基準年度」や「目標年度」における温室効果ガスの「総排出量」を記入してください。
※ 複数の種類の温室効果ガスを排出する事業者は、温室効果ガスの種類毎に算出した排出量を合算して記入してください。

(3) 「原単位の排出量」について

「原単位の排出量」とは、「総排出量」を当該年度の生産数量、建物延床面積その他の温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値（原単位に用いる指標）で除して算出した排出量です。
事業拡大等により「総排出量」による目標設定が困難である場合に設定することができます。
※ 「原単位の排出量」を設定しない場合は、記入の必要はありません。

(別紙)

4	提出書類の区分	<input type="checkbox"/> 温室効果ガス排出抑制計画書 <input type="checkbox"/> 温室効果ガス排出抑制計画書(変更)				
5	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)					
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)					
6	主たる業種					
7	事業概要					
8	事業者の区分	<input type="checkbox"/> みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則第9条第1号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 同規則第9条第2号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 同規則第9条第3号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 同規則第9条第4号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 特定事業者以外の者				
10						
9	計画期間	年度～ 年度				
10	排出状況及び温室効果ガスの目標	目標設定の方法	基準年度の実績① ()年度	前年度の実績 ()年度	目標年度② ()年度	増減率 $(②-①)/① \times 100$
		総排出量	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	%
		原単位の排出量	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	%
11	原単位の考え方					
12	目標達成のための基本方針					
	目標達成のための推進体制					
	目標達成のための措置の内容					
13	特記事項					

備考 1 「基準年度」は、原則として計画書を提出する年度の前年度とすること。ただし、提出者が別に基準となる年度を定めている場合は、当該年度を基準年度とすることができる。
2 提出者の計画が温室効果ガス排出量削減に向けた取組であるにもかかわらず、事業拡大等の理由により温室効果ガス排出量が増加する見込みである場合は、原単位による目標を設定することができる。この場合、「原単位の排出量」とは、「総排出量」を当該年度の生産数量、建物延床面積その他の温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値で除して算出した値とし、併せて「原単位の考え方」についても記入すること。

(4) 増減率について

「増減率」とは、「目標年度の排出量」を「基準年度の実績排出量」で差し引き、その値を「基準年度の実績排出量」で除した値に100を乗じた値で、実質的な削減目標となります。

1.1 原単位の考え方

「原単位」は、次に用いる指標の例によらず、事業活動の特性をもとにエネルギー使用量と密接な関係にある最も適した指標を定めることができます。

表3 原単位の用いる指標の例

区分	原単位の用いる指標
製造業	生産数量 (t)、生産金額 (円)
小売店 (百貨店、スーパー等)	売場面積 (m ²)、売上金額 (円)
ビル	建物延床面積 (m ²)、空調面積 (m ²)、空調容積 (m ³)
ホテル	宿泊人員 (年・人)
運送	輸送重量 (t)、走行距離 (km)

1.2 (1) 目標を達成するための基本方針

温室効果ガスの排出量の削減目標を達成するための、事業者としての取組の方針を記入してください。

例) 節電やエコドライブなどで温室効果ガスの排出量を基準年比で3%削減する

(2) 目標達成のための推進体制

目標を達成するための事業所内の推進体制について記入してください。

例) 社長を省エネ対策の統括リーダー、副社長をサブリーダーに任命し、全社的に徹底した省エネ対策を行うこととしている。

(3) 目標達成のための措置

温室効果ガスの排出抑制に関する具体的な措置の内容を記入してください。

例) 残業時間の部分点灯の徹底、各担当係長を中心とした削減行動の推進

1.3 特記事項

報告の対象となる温室効果ガスの排出抑制に直接的に資する取組として、「計画書」を提出した年度以前に取り組んだ取組を具体的に記入してください。

例1) 平成20年度に、100kWの太陽光発電設備を設置した。

例2) 平成24年度に、空調機器を省エネ性能の高いタイプへ切り替えた。これにより、温室効果ガスの総排出量が〇%削減された。

別表5 日本標準産業分類 中分類

01	農業	34	ガス業	67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
02	林業	35	熱供給業	68	不動産取引業
03	漁業（水産養殖業を除く）	36	水道業	69	不動産賃貸業・管理業
04	水産養殖業	37	通信業	70	物品賃貸業
05	鉱業、採石業、砂利採取業	38	放送業	71	学術・開発研究機関
06	総合工事業	39	情報サービス業	72	専門サービス業（他に分類されないもの）
07	職別工事業（設備工事業を除く）	40	インターネット附随サービス業	73	広告業
08	設備工事業	41	映像・音声・文字情報制作業	74	技術サービス業（他に分類されないもの）
09	食料品製造業	42	鉄道業	75	宿泊業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	43	道路旅客運送業	76	飲食店
11	繊維工業	44	道路貨物運送業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	45	水運業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
13	家具・装備品製造業	46	航空運輸業	79	その他の生活関連サービス業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	47	倉庫業	80	娯楽業
15	印刷・同関連業	48	運輸に附帯するサービス業	81	学校教育
16	化学工業	49	郵便業（信書便事業を含む）	82	その他の教育、学習支援業
17	石油製品・石炭製品製造業	50	各種商品卸売業	83	医療業
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	51	繊維・衣服等卸売業	84	保健衛生
19	ゴム製品製造業	52	飲食料品卸売業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	86	郵便局
21	窯業・土石製品製造業	54	機械器具卸売業	87	協同組合（他に分類されないもの）
22	鉄鋼業	55	その他の卸売業	88	廃棄物処理業
23	非鉄金属製造業	56	各種商品小売業	89	自動車整備業
24	金属製品製造業	57	織物・衣服・身の回り品小売業	90	機械等修理業（別掲を除く）
25	はん用機械器具製造業	58	飲食料品小売業	91	職業紹介・労働者派遣業
26	生産用機械器具製造業	59	機械器具小売業	92	その他の事業サービス業
27	業務用機械器具製造業	60	その他の小売業	93	政治・経済・文化団体
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	61	無店舗小売業	94	宗教
29	電気機械器具製造業	62	銀行業	95	その他のサービス業
30	情報通信機械器具製造業	63	協同組織金融業	96	外国公務
31	輸送用機械器具製造業	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	97	国家公務
32	その他の製造業	65	金融商品取引業、商品先物取引業	98	地方公務
33	電気業	66	補助的金融業等	99	分類不能の産業

7 「特定事業者等に関する届出書」の作成について

「計画書」を提出した事業者のうち、省エネ等の取組によるエネルギー使用量等の減少により“特定事業者に該当しなくなった事業者”又は事業の廃止等により“特定事業者に該当しなくなるのが明らかな事業者”は、「特定事業者に関する届出書（以下「届出書」という）」（施行規則第12条別記様式第1号の2）の提出により「報告書」の提出をいただく必要がなくなります。

また、特定事業者に該当しない事業者で任意に「計画書」等を提出いただいていた事業者は、「届出書」の提出により「報告書」の提出をいただく必要がなくなります。

1 住所、氏名

「特定事業者」又は「特定事業者以外の事業者」の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）を記入し、代表者印を押印してください。

また、法人の代表者は、事業所長や工場長など条例に係る諸手続について、責任を持って行える者を代理人として委任することができます。この場合には、法人内部で適切な委任行為を行ってください。

2 事業者の区分

3つの□のうち、該当するものを選んでください。

（複数の要件に該当する場合は、該当する要件を全て選択してください。）

「特定事業者に該当しなくなるのが明らかな者」に該当する場合は、理由を付記してください。

3 前年度の状況

- (1) 「前年度のエネルギー使用量（原油換算）」には、「届出書」を提出する年度の前年度のエネルギー使用量の合計を記入してください。
- (2) 「前年度のエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量」には、「届出書」を提出する年度の前年度のエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量を記入してください。
- (3) 「前年度末の車両台数」には、「届出書」を提出する年度の前年度末に各運輸事業の用に供する車両として、宮崎運輸支局へ登録している車両台数を記入してください。

4 連絡先

「届出書」の記入者を御記入ください。

特定事業者等に関する届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

1 住所

氏名

印

法人にあっては、その主たる事業所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第6条第1項及び第6条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

2	事業者の区分	<input type="checkbox"/> 特定事業者該当しなくなった者 <input type="checkbox"/> 特定事業者該当しなくなることが明らかな者(以下に理由を記入すること。) <input type="checkbox"/> 条例第6条第2項の規定により計画書を提出した者で、温室効果ガス排出状況報告書を提出しない予定の者	
	3	前年度のエネルギー使用量（原油換算）	_____ kl
4	連絡先	前年度のエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量（排出量が3,000t（CO ₂ 換算）を超えるもののみ記入）	(_____) t-CO ₂
			(_____) t-CO ₂
		前年度末の車両台数	<input type="checkbox"/> トラック _____ 台 <input type="checkbox"/> バス _____ 台 <input type="checkbox"/> タクシー _____ 台
		担当者氏名	_____
	住所	(〒 _____)	
	電話番号	_____	
	FAX番号	_____	
	メールアドレス	_____	

8 「報告書」の作成について

「計画書」を提出した事業者は、計画期間中毎年度、県へ「報告書」（施行規則第13条別記様式第2号）を提出してください。

1 住所、氏名

「特定事業者」又は「特定事業者以外の事業者」の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）を記入し、代表者印を押印してください。

また、法人の代表者は、事業所長や工場長など条例に係る諸手続について、責任を持って行える者を代理人として委任することができます。この場合には、法人内部で適切な委任行為を行ってください。

2 連絡先

「報告書」の記入者を御記入ください。

3 前年度の状況

- (1) 「前年度のエネルギー使用量（原油換算）」には、「報告書」を提出する年度の前年度のエネルギー使用量の合計が1,500kl以上（原油換算）である場合、その値を記入してください。
- (2) 「前年度のエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量」には、「報告書」を提出する年度の前年度のエネルギー起源二酸化炭素以外のいずれかのうち、年度の温室効果ガスの排出量が3,000t（CO₂換算）以上である場合に、その温室効果ガスの種類と排出量について記入してください。
- (3) 「前年度末の車両台数」には、「報告書」を提出する年度の前年度に各運輸事業の用に供する車両として、宮崎運輸支局へ登録している車両台数を記入してください。

様式第2号（第13条、第13条の3関係）

温室効果ガス排出状況報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

1 住所

氏名

印

法人にあつては、その主たる事業所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第6条の2の規定により、次のとおり提出します。

2	連絡先	担当部署名	
		住所	(〒 -)
		担当者氏名	
		電話番号	
		FAX番号	
		メールアドレス	
3	前年度の状況	前年度のエネルギー使用量（原油換算）	_____ kl
		前年度のエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量 （排出量が3,000t（CO ₂ 換算）を超えるもののみ記入）	
		() t-CO ₂	
		() t-CO ₂	
	前年度末の車両台数		
	<input type="checkbox"/> トラック	_____ 台	
	<input type="checkbox"/> バス	_____ 台	
	<input type="checkbox"/> タクシー	_____ 台	

4 報告対象年度

「報告対象年度」は、当該「報告書」の提出年度を記入してください。

5 「計画書」で記載した住所及び氏名を記載してください。

6 事業者の区分

報告対象年度の前年度について、4つの□のうち、該当するものを選んでください。

(複数の要件に該当する場合は、該当する要件を全て選択してください。)

7 温室効果ガスの排出状況等

(1) 年度区分

「基準年度」及び「前年度」、基準年度の「総排出量」及び前年度「総排出量」には、それぞれ「計画書」で記載した年度及び総排出量を記入してください。

(2) 「計画期間」及び計画期間の「総排出量」

計画期間の温室効果ガスの「総排出量」を記入してください。また、計画期間の2か年度目以降は、過年度分の温室効果ガスの排出の量についても記入して提出ください。

算定方法は、p 8の「5 温室効果ガス排出量の算定方法」を参照してください。

電力事業者等から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数(以下「係数」という。)は、実態に即した係数を把握できる場合を除き、毎年度国が公表する係数を用いてください。

なお、温室効果ガス排出削減に向けた取組を実施しているにもかかわらず、係数が増加したことに伴い温室効果ガス排出量が増加する場合は、基準年度に使用した係数を用いて算定した排出量を括弧書により二段書することができます。(平成26年3月規則一部改正)

(3) 温室効果ガスの「原単位の排出量」を設定した場合は、計画期間の温室効果ガス排出原単位を記入してください。(温室効果ガス排出原単位を設定していない場合は、記入の必要はありません。)

なお、「原単位の排出量」は、原則として「計画書」で使用した指標を用いて算出することとし、変更する場合には、「計画書」そのものを変更してください。

ただし、温室効果ガス排出削減に向けた取組を実施しているにもかかわらず、係数が増加したことに伴い温室効果ガス排出量が増加する場合は、基準年度に使用した係数を用いて算定した「原単位の排出量」を括弧書により二段書することができます。(平成26年3月規則一部改正)

(別紙)

4	報告対象年度	年度							
5	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)								
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)								
	主たる業種								
	事業概要								
6	事業者の区分	<input type="checkbox"/> みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則第9条第1号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 同規則第9条第2号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 同規則第9条第3号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 同規則第9条第4号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 特定事業者以外の者							
7	温室効果ガス排出の状況等	年度区分 基準年 度() 年度	前年度 () 年度	計画期間 () () () () () 年度 年度 年度 年度 年度					目標 () 年度
①総排出量 (t-CO ₂)									
②原単位排出量(t-CO ₂)									
8 補完的 手段 による 削減量 (t-CO ₂)		森林の整備及び保全 再生可能エネルギーを利用した熱又は電力の供給 グリーン電力証書又はグリーン熱証書の購入 その他知事が適当と認めるもの							
③合計									
9 (①又は②) - ③ 差引後排出量(t-CO ₂)									
増減率(基準年度比)									
<input type="checkbox"/> 総排出量 <input type="checkbox"/> 原単位				%	%	%	%	%	
10		その他温室効果ガス排出削減に資する取組							
11		特記事項							

備考 1 計画書において原単位による目標を設定した場合は、「①総排出量」に加え「②原単位排出量」を記入するとともに、「増減率(基準年度比)」には原単位の値を記入すること。

2 「温室効果ガス排出の状況等」を算定する際に用いる電力事業者等から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数(以下「係数」という。)は、実態に即した係数を把握できる場合を除き、毎年度国が公表する係数を用いること。なお、提出者が温室効果ガス排出削減に向けた取組を実施しているにもかかわらず、係数が増加したことに伴い温室効果ガス排出量が増加する場合は、基準年度に使用した係数を用いて算定した排出量を括弧書により二段書することができる。

8 補完的手段による削減量

次の補完的手段の活用によって削減された温室効果ガスの排出量を記入してください。また、「原単位の排出量」を設定している場合は、各々の削減量を原単位の指標で除した値を記載してください。（補完的手段による削減量は、県内での取組によるものに限ります。）

(1) 森林の整備及び保全

宮崎県二酸化炭素森林吸収量認証制度によるCO₂森林吸収量（植栽や間伐などの森林保全活動として、県の認証を受けたCO₂森林吸収量）を記入してください。

(2) 再生可能エネルギーを利用した熱又は電力の供給

太陽光、風力、水力、地熱、太陽光、バイオマス、その他の知事が認める再生可能エネルギーを利用した熱又は電力であり、県内で発生し、又は発電したエネルギーの二酸化炭素換算した値を記入してください。（自ら消費したものを除きます。）

(3) グリーン電力証書又はグリーン熱証書の購入

「グリーン電力証書」又は「グリーン熱証書」を購入した場合、そのエネルギー量を二酸化炭素換算した量を記入してください。

(4) その他知事が適当と認めるもの

上記（1）から（3）の他、「国内クレジット」「J-V E R」「J-クレジット制度」を購入した場合、その量を記入してください。

9 (1) 差引後排出量

補完的手段による削減対策を行う場合、各年度の温室効果ガス「総排出量①」又は「原単位排出量②」から、補完的手段による削減量の「合計③」を差し引いた量を記入してください。

(2) 増減率

「差引後排出量」を「基準年度の排出量」で差し引き、その値を「基準年度の排出量」で除した値に100を乗じた値を記入してください。

「増減率」は、「総排出量」又は「原単位」を選択することができます。「総排出量」又は「原単位」のいずれかを選択する方を選んでください。

また、計画期間の2か年度目以降は、過年度分についても記入してください。

10 その他温室効果ガス排出削減に資する取組

温室効果ガス排出量の削減に資する取組等について記入してください。

例) 従業員の通勤に伴う温室効果ガスの排出量を削減するために、毎週水曜日を「ノーマイカーデー」と定めて、公共交通機関の活用を促している。

11 特記事項

特記すべき環境に配慮した取組等を行っている場合は、自由に御記入ください。

9 「計画書」及び「報告書」の提出に関する事項

(1) 提出書類

- ① 温室効果ガス排出抑制計画書
- ② 温室効果ガス排出状況報告書

(2) 提出期限

毎年7月末日

(3) 提出部数

1部

(4) 提出方法

郵送または持参

(5) 提出先

〒885-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県庁環境森林課温暖化・新エネルギー対策担当

【お問い合わせ】

宮崎県環境森林部環境森林課

電話：0985-26-7084

FAX：0985-26-7311

E-mail：kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp